

2025年10月14日

「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れについて

明治安田トラスト生命保険株式会社（本社：東京都文京区、代表取締役社長 長沼 晋弘、以下「当社」）は、2024年8月に政府が策定した「アセットオーナー・プリンシプル」
（注1）の趣旨に賛同し、これを受け入れることを表明します。

（注1）アセットオーナー・プリンシプルとは、政府が推進する「資産運用立国実現プラン」におけるアセットオーナーシップ改革の一環として策定されたものです。本プリンシプルでは、保険会社等のアセットオーナーが、受益者等の最善の利益を勘案し、その資産を運用する責任を果たしていくうえで有用と考えられる共通の原則が定められています。

以 上

【お問い合わせ先】

明治安田トラスト生命保険株式会社 経営企画部

Tel : 03-4588-1505 E-mail : contact@meijiyasuda-trustlife.co.jp

（他）1355 - 251007

■アセットオーナー・プリンシプルと当社の取組状況

原則 1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

当社の一般勘定運用では、「負債特性および保険金等支払いにおける流動性を考慮するとともに、資産の健全性の維持に努める」という資産運用に関する基本方針を定めています。

この運用方針のもと、公社債などの円金利資産を中心として中長期で安定的な運用収益を確保するよう努めています。また、これらに基づき、中長期的な経済・金融環境等の見通しをふまえた資産運用計画を毎年策定し、経済・金融環境等の変化に応じて適宜見直しを実施しています。

原則 2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則 1 の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

当社では、資産運用に係る責任者を配置するとともに、社内規程において責任者の権限を明確化しています。あわせて、専門的な知見を有する人材の確保と適切な配置や教育による体制整備に取り組んでいます。また、必要に応じて運用収益向上のために外部への運用委託を行ない、外部知見の活用を進めています。なお、資産運用計画等は経営会議で協議されるとともに、業務執行の監督機関である取締役会に報告する体制となっています。

原則 3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

当社では、運用対象資産や投融資水準の目安等を定め、適切な運用方法を選択しています。また、資産運用分野とは独立した組織において資本管理等の観点からリスク検証を実施しています。

運用会社等に運用を委託する際には、運用実績のみにフォーカスするのではなく、運用スタイルや運用手法等を総合的に勘案し、投資可否を判断するほか、運用状況等について定期的にモニタリングしています。また、利益相反については、社内規程に基づき適切に管理しています。

原則4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当社は、ディスクロージャー誌等において、生命保険会社共通の様式で運用実績を公表しています。また、運用方針についても公表しています。

原則5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当社は、運用を委託する運用機関を選定する際の評価項目としてスチュワードシップ・コードの受入状況を確認しており、運用委託先の行動を通じて、投資先企業の企業価値の向上に寄与し、中長期的な投資リターンの拡大を図っています。